

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
特定計量器の検定	
根拠法令	
計量法	
条項	
第16条第1項第2号イ	
手続対象者	
特定計量器の検定の受検を希望する方	
提出先	
計量検定所	
提出時期	
特定計量器の検定を受けようとするとき	
提出書類	
① 検定申請書 ② 検定に必要な資料（基準器検査成績書など）	
手数料	
20円～75,600円	
審査基準	
計量法第71条	
標準処理期間	
1日	
相談窓口	
計量検定所	
備考	